

岩泉町森林整備計画書



計 画 期 間

自 令和 4年 4月 1日

至 令和14年 3月31日

令和3年度樹立

岩手県岩泉町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	6
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	7
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	9
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	9
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	12
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5	その他必要な事項	13
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐の定義	13
2	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
3	保育の種類別の標準的な方法	14
4	その他必要な事項	15
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
2	木材等生産機能維持増進森林の区域及び区域内における施業の方法	18
3	その他必要な事項	19
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	19
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	19
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	19
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	20
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	20
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	20
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	20
4	その他必要な事項	21

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	林道等の開設及び改良に関する事項	21
2	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	21
3	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	22
4	作業路網の整備に関する事項	22
5	その他必要な事項	24
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	24
2	森林施業の合理化を図るために必要な林業機械の導入の促進に関する事項	25
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	26
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	29
2	その他必要な事項	29
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	29
2	鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	30
3	林野火災の予防の方法	30
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	30
5	その他必要な事項	30
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	31
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	31
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	32
4	その他必要な事項	32
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成のために必要な事項	33
2	生活環境の整備に関する事項	34
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	34
4	森林の総合利用の推進に関する事項	34
5	住民参加による森林の整備に関する事項	35
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	35
7	その他必要な事項	35

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町の森林面積は91,468haで総土地面積の92.2%を占めており、その内訳を民有林、国有林別にみると民有林61,299ha、国有林30,169haで、民有林は67.0%を占めている。

民有林についてみると、針葉樹、広葉樹の割合は、面積でそれぞれ33.8%、63.1%、蓄積は12,199千立方mでそれぞれ51.3%、48.7%となっている。このうち、人工林は19,966haで人工林率は32.6%となっており、県平均の42%を下回っている。樹種別割合は、アカマツ54.8%、次いでカラマツ28.2%、スギ15.3%とアカマツ林が半数以上を占めている。齢級別にみると、9齢級以上が75.4%と成熟し伐期を迎えた林分で占められている。

造林の実施状況は年々減少傾向にあり、平成30年度から令和2年度の造林面積は27.5haで、そのほとんどは個人等による造林となっている。現在、造林事業は間伐対象林等の増加とともに、搬出間伐、主伐へと主体は移っている。国有林を除く保育や間伐の実施状況は、令和2年度で保育間伐119.6ha、搬出間伐36.0haが実施されている。私有林における実施状況は、小径材の不採算性、林業作業員の減少等から不手入れ林分が増加する傾向となっている。

林産物の生産状況をみると、国有林を含める令和元年度の素材生産量は約76千立方m、うち針葉樹48千立方m、広葉樹28千立方mとなっている。針葉樹は伐期の到来やウッドショック以降輸入材から国産材への移行が進み生産量は増加の傾向にある。広葉樹はチップ、しいたけ、木炭用等の原木及び一部用材として利用されているが、伐採箇所の奥地化や林業従事者及び搬出車両のオペレーターの高齢化、針葉樹伐採への移行などにより生産量は減少傾向にある。

特用林産物は、町内全域に5のしいたけ生産組合があり、しいたけ栽培が盛んに行われており、令和2年度の生産量は乾しいたけ4.3t（原木1.4t、菌床2.9t）、生しいたけ1,076.3t（原木4.8t、菌床1,071.5t）で生しいたけは安定した菌床しいたけの生産により県内生産量の23%を占めているが、原木しいたけ生産は減少の一途を辿っている。また、このほか、わさび、木炭、まつたけ、山菜等が生産され、農林家の貴重な副収入源となっている。特に、アカマツ林を有効に活用したまつたけは、岩泉町産まつたけとしてのブランディングが形成されつつあり、付加価値の向上が期待されている。

地域の林業・林産業を取り巻く環境は、内外の厳しい情勢の中にあって比較的活発に展開されているが、林業採算性の低下、林業従事者の減少、高齢化の進行等から、全般的には林業投資意欲の減退がみられ、成育途上の中にあって、間伐木の小径材は不採算性等から適切に施業が実施されていない状況となっている。

かん

森林率の高い本町においては、森林は林産物生産の場としてのみならず水源涵養、土壌保全、保健・文化・教育的利用の場の提供、良質な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など多様化してきていることから、今後、森林の有する多面的機能を循環的に確保していくため、森林認証制度などを活用した持続可能な森林経営を促進する。

本町の森林は、昭和 36 年のフェーン災害復旧等を機として、以後営々と続けられてきた造林の推進により、アカマツ林を主体とした 2 万 ha に及ぶ人工林と多様な樹種、林相を有する 4 万 ha の広葉樹林で形成されている。これら森林の適切な整備を推進していくことはSDGs（持続可能な開発目標）や地球温暖化対策等に大きく貢献できるものであり、企業、個人、行政等のパートナーシップによる森林の持続可能な森林管理と利用の実現が、これからの重要な課題となっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、水源涵養、山地災害防止 / 土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林的確な保全・管理等により、立地条件に応じた多様な森林資源の整備を図ることとする。

また、林道等路網整備については計画的な森林施業、森林の適正な管理経営並びに農山村地域の振興に資するよう、効率的な路網配置とするとともに、コストの縮減を図りつつ自然環境の保全にも十分配慮することとする。

森林の主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、以下のとおりである。

機能の区分	森林の望ましい姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

本町の森林資源のうち人工林は、利用可能な林齢に達した森林が多数あり、今後、素材の供給能力が高まる傾向にある。

一方、町民の森林に寄せる期待は、木材等の林産物の供給はもちろんのこと、森林の有する水源涵養、山地災害防止、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化防止機能の発揮や森林の持つ生物多様性の保全の期待が高まるなど多様化している。そのため、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営を推進していくことが重要となっている。

森林の整備に当たっては、森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育及び間伐など適切な森林整備をするとともに、長伐期施業の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など多様な森林整備を促進する。

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり示している。

- ・水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

適正な森林施業を推進するためには、林業関係者の緊密な連携を図りつつ、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に推進する。

当町の森林所有者は、保有 10ha 未満の小規模林家が約 6 割を占め、個別の経営では生産効率が上がらず、収益を確保できない状況にある。

そのため、森林所有者に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、森林所有者等へ積極的に働きかけ、森林経営計画を立て、施業の集約化を進める事業者等を育成し、長期的な施業受委託等が普及・定着するよう努める。

集約化を進める事業者等に対しては、研修の開催や積極的な情報提供等、必要な指導・支援を行い、事業者は森林所有者に対して施業の内容や具体的な収支を明示するなどの提案を行う。

イ 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、望ましい森林の姿に誘導するため、適切な森林施業を実施し、より健全な森林資源の維持造成を推進することとする。具体的には、人工林の適時・適切な森林施業の実施、天然林の適切な保全・整備を推進するとともに、立地条件に応じた複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等の計画的な実施により、多様な森林資源の整備を図ることとする。

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮したものとす。特に、平成 28 年に発災した台風 10 号豪雨災害と同程度の降雨を想定した路線形、排水対策について地域一体となつて検討する。

開設に当たっては、森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進め、切捨間伐から搬出間伐への転換を図っていく。

なお、重視すべき機能に応じた森林区分ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要な溪流等の周辺に存する森林については、水源かん養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 / 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを</p>

	<p>基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>町民の日常生活に密接な関りを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件からみて風害、霧害等気象災害等を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林応援等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林については、保険・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、保健等のための適切な管理を推進する</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致の保存のための適切な管理を推進する。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は、多様な生物の育成・生息の場として生物の多様性保全に寄与している。</p> <p>このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した、適切な保全を推進する。</p>

木材等生産機能	<p>林木の育成に適した森林で、効果的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>
---------	--

町民の多様なニーズに応じた森林資源の整備を推進するため、森林を健全な状態に育成し循環利用するため、育成単層林・育成複層林・天然生林それぞれについて森林資源の質的充実を図る。

また、森林の有する公益的機能の持続的な発揮に対する町民の期待が高まっており、それに関連する機能について従前以上の配慮が必要である。

具体的には、町、林業事業者、森林所有者等が一体となって、計画的に間伐・保育等の森林整備を積極的に進める。さらには、その基盤となる路網整備の推進を図るとともに、森林の経営の受委託の促進、林業の担い手育成など施業実施体制の整備、関連施設の積極的活用により、地域林業の振興を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町においては、小規模森林所有者が多数を占めており、このため、森林所有規模、経営形態及び地域の立地条件を考慮しながら、森林組合に対する受委託の促進、森林施業の共同化・機械化など適切な森林施業を推進する。

また、林業に従事する者の福利向上に努め、林業経営の改善と合理化を図るものとする。

若い林業の担い手である林業労働力を確保するため、林業労働力確保支援センターを介して、林業労働者の募集や社会保障制度の適用促進、共済制度の充実、労働安全衛生の強化等労働条件の改善や福祉の向上、「フォレストワーカー等」の林業技術者及び後継者の養成に努める。併せて、林産物の生産、流通、加工施設等の整備や生活環境の整備を推進し、農林家の所得の向上及び福祉の充実に努める。

さらには、地域林業の中核的役割を果たす森林組合については、経営基盤の充実の強化に努め、組合作業班の一層の資質の向上や若手作業員の新規参入の促進、森林施業の受委託の促進による作業班員の継続的、安定的な就業の場の確保に努める。

間伐、保育等を計画的、一体的に推進するため、講習会の開催、先進林業地の視察等を通じ、間伐方法、間伐木の選定及び効率的な搬出方法等の間伐技術の指導を行い、林道等と機能的に関連した林内路網の整備を推進する。

また、森林に対する多様なニーズに応えるため、各地域の立地条件に応じた複層林、有用広葉樹林等の造成を含めた新たな施業技術、方法の導入及び定着化を図る。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢については、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、当該林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

地 域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
岩泉町全域	40年	40年	35年	45年	25年

※ ナラ類（しいたけ原木、木炭原木）の標準伐期齢については、20年とする。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、次の事項を立木の伐採（主伐）の標準的な方法として定める。

なお、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す(3)又は(4)によるものとする。

また、主伐の際は、以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。

(1) 森林を伐採する際には、森林の多面的機能の維持増進を図るため1か所あたりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るものとする。伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとし、特に、溪流（河川、沢）沿いの森林においては緩衝帯を設け溪畔林（河畔林）の保全に努めるものとする。

伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。

(2) 伐採後に発生する不要な端材や枝条は林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与えるおそれがあることから、溪流敷においては溪岸の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する。

(3) 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、伐採跡地が連続することがないよう適切な伐採区域の形状、1か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮することとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実

と見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然的条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新やぼう芽による更新が確実と見込まれる森林で行うものとする。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとする。

(4) 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(5) 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は、次のとおりとする。

伐採作業の方法		樹種	主伐時期の目安（年）	伐区の設定方法等
択伐	単木択伐作業	スギ アカマツ カラマツ 有用広葉樹	90以上 80以上 70以上 100以上	伐採率は立木材積の30%以下
	群状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	90以上 80以上 70以上	1伐区 20m×20mで4か所/ha程度以内
	帯状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	90以上 80以上 70以上	伐採幅は高木の樹高程度以内
皆伐	長伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ケヤキその他 有用広葉樹	90以上 80以上 70以上 100以上	伐区の大きさは、土砂の崩壊、流出に伴い下流域に被害を及ぼすおそれがない程度とする。
	短・中伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ナラ類	50～65 45～60 45～55 25～30	

(6) 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

3 その他必要な事項

町民等の森林に対する要請は、多様化、高度化してきており、木材の生産のみならず森林で吸収される二酸化炭素を購入し、市町村や企業等で排出する二酸化炭素を相殺する「カーボン・オフセット」、水源涵養、山地災害防止 / 土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全等の公共性も兼ね備えた多様な森林の維持、造成を行うよう努めるものとする。

また、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種について、自然条件、既往の造林地の生育状況及び林産物の需要動向等を勘案のうえ、適地適木を旨として次のとおりとし、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長に優れた苗木や花粉症対策に資する苗木の導入に努めるものとする。

なお、アカマツの人工造林に当たっては、松くい虫被害抵抗性アカマツ品種を植栽すること。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、アカマツ、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹	

また、上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等の指導を受け、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1 haあたりの標準的な植栽本数を植栽する。

なお、植栽に当たっては、施業体系や生産目標の多様化を考慮し、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮することとする。

樹種	スギ	アカマツ	カラマツ
植栽本数	3,000本/ha	4,000本/ha	2,500本/ha
	疎～密 1,000～4,000 本/ha	疎～密 2,800～5,000 本/ha	疎～密 1,000～3,000 本/ha

森林所有者等が岩泉町森林整備計画に定める標準的植栽本数の範囲をこえて植栽しようとする場合には、林業普及指導員等の指導を受ける。

複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮する。

イ その他人工造林の方法

その他必要な事項について、以下のとおり定める。

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	全面地ごしらえ、筋地ごしらえ、坪地ごしらえの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の自然条件、対象物の量、更新の目的等に応じ最も適切なものを選定し行うものとする。 なお、地ごしらえの際に、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木により固定するものとする。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。
植付けの方法	作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で適期に行うものとする。
植栽の時期	植栽時期は、原則として、樹木が成長を始める前の4月上旬から5月中旬に行うものとする。ただし、スギについては、梅雨期でも差し支えない。 秋植えを行う場合には、落葉から、降霜期までに植付けが終わるよう留意する。
低コスト造林の導入	伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるとともに、植栽に当たっては低密度の植栽やコンテナ苗の活用等、造林コストの低減に努めるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、次のとおりとする。

なお、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が

図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法等は、県が定めた「天然更新完了基準（技術指針）」（平成 20 年 4 月 23 日森整第 91 号）により、次のとおりとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）
ぼう芽による更新が可能な樹種	ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ

(2) 天然更新の標準的な方法

更新の種類は、ぼう芽更新及び天然下種更新とし、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数は、気象その他の自然条件、既往の造林方法を勘案して、次のとおり定める。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数（本 / ha）
全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）	6,500

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈 出 し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植 込 み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽 か き	根株又は地際部から発生しているぼう芽の優劣が区分できる時期（ぼう芽発生後 4～7 年目頃）に、一株あたりの仕立て本数 2～5 本を目安として行う。

ウ その他天然更新の方法

更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間について、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とし、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るものとする。

(4) 更新完了基準

ア 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高がおおむね 30 cm以上の稚樹、伐採時に残置した若齢木、ぼう芽枝等とする。

イ 完了した状態は、後継樹の密度がおおむね 1 ha あたり2,000本以上であることとする。

ウ 上記イの条件を満たす面積の割合が対象地全体の概ね6割を下回る場合は、植栽もしくは追加的な更新補助の作業を実施する。

エ 上記イの条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な育成が期待できない恐れがある場合には、適切な防除方策を実施する。

(5) 更新調査の方法

ア 更新調査の時期は、伐採後概ね5年経過時点とする。

イ 調査の方法は、原則として標準地調査とする。

ただし、現地が明らかに更新完了基準を満たしていると判断される場合は目視による確認のみで良いこととする。この場合は野鳥に現地の写真を添付し、保管する。

a 1か所あたりの標準地の大きさは、5m×4mとする。

b 標準地の数は、天然更新対象地全体が把握できるよう、下記を目安として現地の状況に応じて決定する。

天然更新対象地面積	1 ha 未満	2か所以上
	1 ha 以上5 ha 未満	3か所以上
	5 ha 以上	5か所以上

c 標準地は、現地の状況を把握するうえで平均的と見られる箇所を選択する。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

森林の多面的機能を維持するため主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況のほか、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況並びに森林の有する機能の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、下記基準を全て満たす森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として、植栽による更新を図ることとする。

ア 現況が針葉樹人工林である森林

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林やアカマツ林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在しない森林

ウ 林床に更新樹種が存在しない森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

- 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
については、次のとおりとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の (1) による。

イ 天然更新の場合

2 の (1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数
として、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の立木の本数とし
て想定される本数を次のとおりとする。

最大立木本数 (本 / ha)	備考
6,500	

最大立木本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数 (ただし草丈に一定程度の余裕高
を加えた樹高以上のものに限る。) が更新すべき本数である。

$$2,000 \text{ 本 / ha} \approx 6,500 \text{ 本 / ha} \times 3/10$$

5 その他必要な事項

(1) 再造林の促進

針葉樹人工林の資源の保続、齢級構成の平準化に向け適地適木を基本としながら再
造林を積極的に促進する。

なお、近年需要が高まり、将来の資源の枯渇が懸念されるカラマツについては、造林
を奨励し将来資源の確保を図る。

(2) 広葉樹資源の持続的利用

製紙用チップやしいたけ、木炭の原木として供給されている広葉樹の天然更新は、適
期・適齢の更新を継承するとともに、林地保全等環境に配慮した施業を促進する。

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐の定義

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようにな
り、うっ閉 (樹冠疎密度が 10 分の 8 以上になること。) し、立木間の競争が生じ始めた
森林において、主に目的樹種の一部を伐採することで、林木の利用価値の向上と森林の有
する多面的機能の維持増進を図るための伐採をいう。

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

標準的な森林の立地条件、既往の間伐の方法を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。
また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

樹種	間伐の時期の目安	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	間伐の実施時期は上層木の隣接する枝葉が重なりはじめて3年以内を目安とする。	19	25	33	46		間伐の実施方法は原則として岩手県民有林分密度管理図を利用する。材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととする。
アカマツ		17	21	27	36	51	
カラマツ		16	21	29	48		

3 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法について、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											標準的な方法	備考		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11				
下	スギ	○	○	○	○	○									下刈は、造林木の高さ	

刈	アカマツ	○	○	○	○	○												が雑草木の約1.5倍になるまで行う。時期は6～7月頃実施する。	
	カラマツ	○	○	○	○	○													
つる切	スギ								○									○	下刈終了後とその5年後を目安に、蔓類の繁茂が著しい所において蔓切を行う。
	アカマツ								○									○	
	カラマツ								○									○	
保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											標準的な方法	備考					
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17							
除伐	スギ		○						○										林分が閉鎖を始める段階で、造林木の成長を阻害している侵入広葉樹及び目的木のうち不良木を伐採する。
	アカマツ	○																○	
	カラマツ		○															○	
枝打ち	スギ								○									○	実施回数及び枝打高等は、生産目標に応じて実施する。実施時期は形成層の活動が活発となる5～7月ごろ及び切口が凍結する厳冬期は避ける。

4 その他必要な事項

(1) 間伐及び保育を行う際の留意事項

標準的な方法に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、これに応じた間伐又は保育の方法を定める。

ア 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条を集積し、溪流敷きに放置しないなど、災害の防止に努める。

イ 森林の状況に応じた、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、利用間伐の拡大を促進する。

ウ 希少猛禽類の生息が確認されている地域においては、生息環境の確保のための列状間伐を導入するなどの配慮をする。

エ 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、未利用間伐材等の利用促進に努める。
 (2) 制限林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

(3) 平均的な間伐の実施時期の間隔

森林経営計画の施業（適正な間伐）の実施基準となる平均的な間隔年数を次の通り定める。

区分	間伐の間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	15年

これに基づき選び出した「計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林」は別紙のとおりとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり示している。

- ・水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「水源涵養機能維持増進森林」とする。）
- ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」とする。）
- ・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「快適環境形成機能維持増進森林」とする。）
- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健文化機能維持増進森林」とする。）
- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産機能維持増進森林」とする。）

この区分により、重視すべき機能に応じた森林整備及び保全を図ることとする。

岩手県における森林の機能区分は「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプとなっており、国が示す公益的機能別施業森林等との関連は次のとおり。

○国が示す公益的機能別施業森林との関連

国の機能区分	県の機能区分
水源涵養機能維持増進森林	県土水源保全森林（ほぜんの森）
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	
快適環境形成機能維持増進森林	生活環境保全森林（ふれあいの森）
保健文化機能維持増進森林	生態系保全森林（悠久の森）
木材等生産機能維持増進森林	資源循環利用森林（循環の森）

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林とし、当該森林の区域を別表 1 (1) により定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表 2 (1) により定める。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
岩泉町全域	50 年	50 年	45 年	55 年	35 年

(2) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等
当該森林の区域を別表 1 (2) により定める。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等
当該森林の区域を別表 1 (3) により定める。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等
当該森林の区域を別表 1 (4) により定める。

イ 森林施業の方法

上記アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を行う。

上記アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を行う。

上記アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行う。特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを、当該推進すべき森林施業ごとに別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
岩泉町全域	80年	80年	70年	90年	50年

2 木材等生産機能維持増進森林の区域及び区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林等とし、当該森林の区域を別表1(5)のとおり定める。

この際、区域内において上記1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

また、木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力及び施業の効率性が特に高いと認められる森林を「特に効率的な施業が可能な森林」とし、当該森林の区域を別表1(6)により定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時

期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則として植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
(1) 水源涵養機能維持増進森林（県の基準による県土水源保全森林）	別表1- (1)	17,856.3 7
(2) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林（県の基準による県土水源保全森林）	別表1- (2)	7,367.14
(3) 快適環境形成機能維持増進森林（県の基準による生活環境保全森林）	該当なし	-
(4) 保健文化機能維持増進森林（県の基準による生態系保全森林）	別表1- (4)	986.95
(5) 木材等生産機能維持増進森林（県の基準による資源循環利用森林）	別表1- (5)	35,088.0 4
(6) (5) のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	-

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
(1) 伐期の延長を推進すべき森林	別表1- (1)	17,856.37
複層林施業を 推進すべき森 林	(2) 択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし -
	(3) 択伐以外での複層林施業を推進すべき森林	該当なし -

(4) 長伐期施業を推進すべき森林	別表1- (1) ～1- (4)	8,354.09
(5) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	-

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

特になし

(2) その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大に関する方針

林業・木材産業関係者の合意形成及び国有林と民有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

(1) 「岩手県意欲と能力のある林業経営体」等による集約化の促進

森林所有者等に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、地域けん引型林業経営体等による森林経営計画の作成を促進する。その際、低コスト施業や路網整備にかかる研修等の実施や集約化に必要な情報の提供及び助言・あっせん等の積極的な支援を行う。

なお、不在村森林所有者の多い地域にあっては、当該所有者に対する普及啓発活動を強化し、集約化の確保に努める。

(2) 森林施業の共同化の促進

効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を推進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が森林の経営を委託し、森林の経営の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が森林経営計画を作成する場合は、下記の事項について契約内容に盛り込む必要があるので留意のこと。

- ・ 契約期間内に受託者が自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権限の付与
- ・ 施業の実施に伴い伐採する立木についてのみの処分権原の付与
- ・ 施業を行う森林のみならず、当面施業を必要としない森林の保護に必要な権限の付与
- ・ 計画した施業や保護を実施するために必要な作業路網の設置及び維持管理に必要な権

原の付与

・ 施業に要する支出関係の明確化

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者の意向を踏まえ、集約化による森林管理が見込める森林については、森林組合等との連携により森林経営計画制度の活用を図ることとし、森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を検討する。また、町で直接管理することが必要と判断された森林については、森林所有者から経営管理権を取得した上で、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進することとし、その後、林業経営に適した森林と判断された場合は、「岩手県意欲と能力のある林業経営体」に経営管理実施権を設定することで、適切な森林経営の推進を図る。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

適切な森林の維持造成を促進するため、県、町、森林組合等林業関係機関・団体等で組織する推進協議会の開催や集落座談会、林家との懇談会を実施するなど普及啓発活動等を通じて森林施業を行うための合意形成に努め、より効率的な林業経営を推進し、森林施業の共同化を推進するものとする。

このため、県、町、森林組合等関係機関と連携を密に、なお一層推進体制を充実強化し、小規模森林所有者、非農家林家等への指導、奨励を図り、森林組合等林業事業体の育成強化に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本町の人工林は、そのほとんどが成熟期を迎えつつある森林で占められている。この森林の健全な造成を図るため、要間伐林齢にあたる若齢林の整備を促進する必要がある。

これらの森林の計画的な維持管理を進め、より合理的かつ効率的な林業活動を展開するため、県、町、森林組合等関係機関一体となって、地域座談会、懇談会等を開催するなど、普及・指導活動を強化する。特に、集団化可能な集落などを中心に、林家等を対象とした研修会、講習会、先進地視察を実施するなど、林業知識、技術の向上と林業意識の高揚に努め、施業の共同化の促進に努める。

また、不在村森林所有者については、普及啓発活動を強化し、地域の共同施業に対する協力など地域林業への積極的な参加に努める。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林経営計画を共同で作成する場合は、可能な範囲で年次計画を作成し、計画的な施業の実施に努めること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- (3) 共同作成者の一員が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項
特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 林道等の開設及び改良に関する事項

林道等路網の開設については、Iの2に定める「森林整備の基本方針」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮することとする。

林道の整備については、森林経営計画作成森林等を主体に、効率的な森林施業や木材を輸送する車両の大型化等への対応を踏まえて推進することとする。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえたうえで、地域の将来を見据えた整備を進めることとする。

なお、ここで言う路網とは、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」を指す。

2 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

路網開設に当たっては、「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として林道、林業専用道及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

なお、自然条件等が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～ 15°)	車両系作業システム	110以上	30 以上
中 傾 斜 地 (15° ～ 30°)	車両系作業システム	85 以上	23 以上
	架線系作業システム	25 以上	23 以上
急 傾 斜 地 (30° ～ 35°)	車両系作業システム	60 < 50 > 以上	16 以上
	架線系作業システム	20 < 15 > 以上	16 以上
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すること。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

- 3 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。
- 4 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

3 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域は、林班ごとに傾斜、木材等生産機能、路網整備の現状を勘察し、基幹路網整備と併せた効率的な森林施業を推進する区域とすること。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設及び拡張 予定路線	開設及び拡張 予定延長 (m)	対図 番号	備考
門字三田貝 他	310	三田貝線	4,390	①	
釜津田字上栗宿	620	関の沢線	6,200	②	
門字国境	303	作沢線	3,500	③	
二升石字滝野	1,192	松橋線	7,000	④	
尼額字日向沢 他	703	大沢線	1,500	⑤	
岩泉字惣畑	85	惣畑向線	880	⑥	
岩泉字中野	58	ナイヨウ沢線	1,520	⑦	
下有芸字鉢神	652	メンズクメ線	300	⑧	

4 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、又は、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日 22 林整第 602 号林野庁長官通知）、岩手県林業専用道作設指針（平成 23 年 11 月 21 日森保第 872 号）に則り、適切な規格・構造の路網の整備を進める。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長： km 面積： ha

開設 / 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	うち前半5年分	対函番号	備考
開設	自動車道	指定林道	門	三田貝線	4.39	310	○		
			釜津田	関の沢線	6.20	620	○		
			二升石	松橋線	1.20	1,192	○		
			林業専用道	門	作沢線	3.50	303	○	
開設計				4路線	15.29				
拡張	改良	指定林道	下有芸	メンドクメ	0.30	652	○		
			二升石	松橋	5.80	1,192	○		
			尼額～二升石	大沢	1.50	703	○		
			岩泉	惣畑向	0.88	85	○		
			岩泉～尼額	ナイヨウ沢	1.52	58	○		
		林道	大川	八戸・川内線	0.08	6,988	○		
			巻綿	泉沢	0.01	1,320	○		
拡張計				7路線	10.09				

※ なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 8 日森整第 27 号）に則り、継続的な使用に供する森林作業道の開設を推進する。

森林作業道開設にかかる留意点については、次のとおり。

森林作業道は、目標とする森林づくりのための基盤であり、森林施業の目的に従って継続的に利用していくものであるから、対象区域で行っていく森林施業を見据え、適切な路網計画の下、安全な箇所に効果的に作設していかなければならない。

路線は、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組合せに適合し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造を資料等により確認するとともに、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

このほか、次の点に留意し、路線計画を立案する。

- ・ 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している箇所を通過するように選定する。また、線形は地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。
- ・ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法、介在する人家、施設、水源地などの迂回方法を適切に決定する。
- ・ やむを得ず破砕帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画する。
- ・ 潰れ地の規模に影響する幅員やヘアピンカーブの設置を検討する場合は、森林施業の効率化の観点だけでなく小規模森林所有者への影響に配慮する。
- ・ 造材、積み込みなどの作業や、待避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。
- ・ 作設費用と得られる効果のバランスに留意する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 8 日森整第 27 号）に基づき、継続的に利用できるよう適性に管理する。

5 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。
- (2) 施設の整備

施設の種類	位置	規模	対函番号	番号
特になし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業就業者の確保・育成

林業就業者の確保・育成のため、雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保など雇用管理の改善及び事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化を促進するとともに、林業労働力確保支援センターとの連携により、森林施業の実践に必要な知識や技能及び資格の取得に係る段階的かつ体系的研修を進め、林業就業者のキャリア形成支援を図る。

また、岩手県林業労働対策基金の制度を活用するなどにより、新規参入者の確保、定着化を図るとともに、I・J・Uターン者をはじめ林業就業に意欲を有する者を対象とした基礎的な知識や技能を習得するための講習を実施し、林業への新規就業の円滑化に努める。

(2) 「岩手県意欲と能力のある林業経営体」等の育成強化

岩手県意欲と能力のある林業経営体等に対し、経営基盤の強化を支援するとともに、森林経営計画の作成や低コスト化を実現できる高度な能力を有する林業事業体として育成・支援に努める。

また、生産性の向上のための高性能林業機械の導入を支援するとともに、林業労働力確保支援センターによる経営指導や研修を通じて育成強化に努める。

(3) 林家等の林業経営の活性化

林業経営の安定化を図るため、林家や林業経営を行っている企業等の主体的取組みを助長し、経営規模、経営構造に対応した効率的な林業経営を促進するとともに、経営意識の高揚と活発な林業生産活動の展開を促進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な林業機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本町の林業は、森林所有者の約6割が10ha未満の小規模山林保有林家であることや地形の大部分が30°以上の急傾斜地で占められ、機械化が進まない状況にあるなど、人力に依存する度合いが依然として高い現状にある。

従来のチェーンソーや刈払機等の手持ち機械を中心とした作業体系から、傾斜等自然的条件や路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じた路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの整備、普及及び定着を促進するとともに、現地の作業条件に応じた効率的作業システムを展開できる技術者の養成を計画的に推進する。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状(参考)	将来
-------	--------	----

伐倒		チェーンソー ハーベスタ 林内作業車 プロセッサ 簡易集材機 フォワーダ	チェーンソー [伐倒] ハーベスタ [伐倒・造材] フォワーダ [搬出] タワーヤード [搬出] スキッド [搬出] プロセッサ [造材]
造林保育等	地拵、下刈	チェーンソー 刈払機	同 左

(3) 林業機械化の促進方策

本町の林業生産性の向上及び林業従事者の労働量の軽減を図るためには、地域の条件に適した高性能林業機械の導入等による近代的な作業システムの確立が不可欠となっている。

このことから、各種補助制度等を活用して高性能林業機械化を進め、森林組合を核とした高性能林業機械基地の設置を図り、フォレストワーカー等の有資格者の養成や活用を行い、機械化の定着を図る。また、一般林家や林業作業者を対象に、間伐や主伐林分における高性能林業機械化研修会を開催し、作業の効率性や安全性等について周知し、林業機械化の促進に努める。

なお、地域条件や作業種類等により、機械化が困難な地域については、新たな作業システムを検討する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 林産物の流通・加工施設等の整備方向

本町の素材生産量は、人工林の成熟に伴い針葉樹材は微増傾向になっているが、広葉樹材は奥地化が進み低迷状況にある。針葉樹は建築用材等に利用され、広葉樹はパルプ・チップを主体に、一部しいたけや木炭用原木として利用されている。

素材の生産は、地域の地理的・自然的条件を考慮したうえで、スギ、アカマツにあっては概ね 80 年以上、カラマツにあっては概ね 70 年以上の長伐期施業と複層林施業を指向した施業体系を樹立するなど、優良材の主産地化に努める。

また、天然広葉樹資源の有効活用を図るため、育成天然林施業により建築材等の用材やしいたけ原木、木炭原木等の用途に応じた目標を定めて施業管理を実施し、FSC 森林認証制度を活用し、計画的な生産を図るものとする。

今後、人工林の間伐や主伐材が増加する町産材の付加価値を高めるため、県、町、森林組合等の関係機関や集成材加工業者、家具製造業者及び製材業者等の関係者と連携を

図りながら、木材流通拠点施設や小径木を含めた製材加工施設等の整備と流通システムの構築について検討する。

特用林産物の主体であるしいたけ栽培は、従来からの原木栽培に加え、株式会社岩泉きこの産業を中心とした菌床栽培への取組が行われており、本町の基幹作目として定着している。

原木しいたけ栽培においては、比較的原木に恵まれておりかつては町内全域で生、乾しいたけ共に盛んに栽培が行われていた。しかし、近年価格の低迷と高齢化・後継者不足等のため生産量は減少傾向にある。今後は、菌床しいたけとの差別化による高付加価値化と良質品生産による新たなマーケットの開拓を図ると共に、農業協同組合等関係団体との連携を密接にし、必要な集出荷体制の整備を図る。

菌床しいたけは、平成4年から株式会社ミナカワで、平成9年から株式会社岩泉きこの産業で生産が始められており、この間、栽培棟・培養棟、集出荷施設等の整備が行われてきた。今後は、原木しいたけと合わせ、しいたけ生産日本一を目指していく。

また、当町は広大で豊かな山林に恵まれており、まつたけやしめじ等高価に取り引きされるきのこ類を産出し林家等の貴重な収入となっている。特にまつたけは、まつたけ研究所が存在したことなどから知名度が高いが、まだその知名度が活かし切れていないと思われる。今後は、集荷の一元化等を検討し、「岩泉まつたけ」のブランドを有効活用した有利価格化を図っていく必要がある。

(2) 産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種 類	現状（参考）			計 画			備 考
	位 置	規 模	対 図 番 号	位 置	規 模	対図 番号	
地域特産物 利用加工施 設	乙 茂		△ 2				
家具製造工 場	片 畑	製材 89.0	△ 4				単位 kWh
家具製造関 連施設	二 升 石	7,800㎡	△ 5				
製材工場	浅 内	チップ 33.0 その他 10.0 製材 13.0 チップ	△ 6				単位 kWh

		50.0 その他 35.0					
製材所	松野	製材 65.0 製材 35.0 その他 7.0	△7				単位 kWh
バーク堆肥 製造工場	浅内	バーク 2,257t	△9				
木材流通加 工施設				二升 石	一式	△10	

施設の種 類	現状 (参考)			計 画			備 考
	位 置	規 模	対 図 番 号	位 置	規 模	対 図 番 号	
しいたけ 生産施設	町内 全域	乾 0.1t ～ 1.8 t 生 0.3t～ 16.0t	▽1				

菌床しいたけ生産施設	町内全域	30t~900t	▽2				
菌床ホダ培養施設	落合門安家	300万玉	▽3				
菌床しいたけ集出荷施設	落合	1,500t	▽4				
まつたけ発生環境整備	町内各地区	60ha	▽5				
木炭生産施設	町内全域	15t~66t	▽6				
特用林産物加工施設	乙茂	38t	▽7				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 鳥獣害防止森林区域の設定

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	7～9	263.97
	14～27	1,124.22
	146～148	298.68
	150～154	462.27
	209～212	544.90
	216～218	256.09
	220～231	1,169.28
	321～328	707.22
	341～346	385.40
	352～354	197.36
	359～361	247.76
	472～474	248.18
	464～469	614.66
	497～498	182.64
	500～501	203.63
	504～509	537.58
	528～529	219.31
	589～590	285.18
617～623	572.44	
644～656	1,221.38	

(2) 当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による被害の未然防止については、適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、防護等の設置若しくは維持管理、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木等の保護措置又はわな捕獲等による被害対策を実施する。

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やスギ穿孔性害虫、カシノナガキクイムシ等の森林病虫害被害に対して抵抗性の高い森林の整備を図るため、適時適切な除間伐の実施、広葉樹や針広混交林の造成等を行うとともに、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力、参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止について、県の松くい虫防除推進員の巡回パトロール、森林組合作業班、森林所有者等の定期的な巡回により早期発見に努めるため、より一層連絡体制を強化していく。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害対策については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、野生鳥獣との共存にも配慮するものとする。

鳥獣害防止森林区域内と同様に、適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、防護柵の設置やわな捕獲等による被害対策を実施する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、巡視・啓発活動を推進するとともに、背負い式消防水のうや軽可搬ポンプ等の初期消火機材の整備を行い、関係機関・団体との連絡協調等災害防止、保全体制の整備充実に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議の上、「岩泉町火入れに関する条例」に基づく町長の許可を受けたうえで行うものとする

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、町長が個別に判断するものとし、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力、参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

森林の区域	備 考
該当なし	

(2) その他

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (h a)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
早坂	0430 001	3.35	3.35					自然公園 保安林
早坂	0431 001	45.71		33.93	11.78			

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
造林	<p>a 原則として育成複層林施業とし、育成単層林、天然生林にあつては、必要に応じて樹下植栽、受光伐、天然下種更新、保育、間伐を行うことにより育成複層林に誘導する。</p> <p>b 岩泉町森林作業共通仕様書等により、環境に配慮した森林の施業を行う。</p> <p>c 希少野生動植物の生息が確認される場合においては、計画の見直しを行うとともに影響が最小限となるよう配慮するものとする。</p>
保育	<p>a 健全な林分の維持とともに、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。</p> <p>b 岩泉町森林作業共通仕様書等により、環境に配慮した森林の施業を行う。</p> <p>c 希少野生動植物の生息が確認される場合においては、計画の見直しを行うとともに影響が最小限となるよう配慮するものとする。</p>
伐採	<p>a 自然環境の保全と景観の維持向上を図るため、原則として、皆伐以外の方法とする。</p> <p>b 岩泉町森林作業共通仕様書等により、環境に配慮した森林の施業を行う。</p> <p>c 希少野生動植物の生息が確認される場合においては、計画の見直しを行うとともに影響が最小限となるよう配慮するものとする。</p>
その他	<p>a 保健機能森林の有する優れた自然景観等の特色を踏まえた多様な森林の施業を行う。</p> <p>b 森林の所有者、森林組合等森林施業の担い手が連携して森林の施業を行う。</p> <p>c 岩泉町森林作業共通仕様書等により、環境に配慮した森林の施業を行う。</p> <p>d 希少野生動植物の生息が確認される場合においては、計画の見直しを行うとともに影響が最小限となるよう配慮するものとする。</p>

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
その他広葉樹（ブナ・ナラ等）	19	

4 その他必要な事項

(1) 保健機能森林の管理及び運営の指針

森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られることを旨とし、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて次のとおりとする。

ア 森林の巡視、施設の保守点検等日常の管理を通じて、森林の保全及び施設の維持・管理並びにこれらの実施体制の確立に努める。

イ 利用者の防火意識の啓発等山火事の未然防止に努めるとともに、防火体制の整備及び防火施設の設置を図る。

ウ 安全施設の設置等利用者の安全及び交通の安全確保と円滑化に努める。

(2) 保健機能森林における建築物の高さの指針

施設に係る建築物の高さは、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高）未満とする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成のために必要な事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び材積の搬出を一体として効率的に行うことができると思われる区域

森林法施行規則第 33 条 1 号口の規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	林班個 数	区域面積 (ha)
小本南側区域	1 ~ 27	27	1,871.76
小本北側区域	28 ~ 42	15	1,426.69
下有芸区域	43 ~ 67、69 ~ 70、127 ~ 129、132 ~ 135	34	2,780.43
上有芸区域	68、71 ~ 101、109、116 ~ 121	39	3,204.21
鼠入区域	102 ~ 108、110 ~ 115、122 ~ 126、130 ~ 131、136 ~ 141	26	2,710.74
乙茂区域	142 ~ 143、165 ~ 168、243 ~ 253	17	1,731.14
猿沢区域	144 ~ 164	21	2,145.06
岩泉南側区域	169 ~ 185、203 ~ 206	21	2,422.90
岩泉北側区域	207 ~ 212、216 ~ 242	33	3,697.34
二升石区域	186 ~ 202、213 ~ 215	20	3,017.03
浅内区域	254 ~ 267、391 ~ 400	24	2,220.92
大川南側区域	268 ~ 297	30	2,590.72
大川北側区域	375 ~ 390	16	1,247.13
滝鳴・外山区域	298 ~ 314	17	1,187.18
釜津田区域	315 ~ 325、358 ~ 374	28	2,283.99
釜津田西側区域	326 ~ 357	32	2,505.04
権現・栗宿区域	401 ~ 435、667	36	2,797.66
褰綿区域	436 ~ 445、565 ~ 580	26	2,517.76
穴沢区域	446 ~ 471、473 ~ 481	35	3,380.88
門区域	545 ~ 564	20	2,032.62
門北側区域	516 ~ 544	29	2,873.47

門西側区域	472、482～ 515	35	3,228.49
安家北側区域	581～589、647～ 660	23	1,658.12
安家西側区域	619～ 646	28	2,211.21
江川・高須賀区域	590～618、661～ 666	35	3,541.24
合 計		667	61,283.73

(2) 森林経営計画を作成する留意点

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、森林経営管理法に基づく経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	備 考
学びの森	釜 沢	10.0ha	①	
まつたけ発生環境展示林	松 橋	1.4ha	②	
早坂自然観察林	早 坂	20.0ha	③	

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

町産材の利用については、公共施設、住宅建築、震災復興に伴う住宅建築等での利用拡大を推進し、ＩＪＵターン者等の定住化の促進を図り林業の振興により一層の活用が図られるような体制づくりを進めていく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

古くから森林と共生してきた地元住民は、森林から得られる林産物を様々な形で有効的に利活用し、「里山」と称して守りついできた。しかしながら、近年では林家の高齢化、木材生産性の低下など森林に対する意識が薄れるとともに、里山へ入る人が減少し、荒廃の一途を辿っているのが現状である。

そこで、里山を守り健全な森林をつくることは、その地域の慣習や伝統を後世に受継ぎ、山村を豊でうるわしいところとし、持続可能な林業経営を図ることから、次の点について重点的に推進していくものとする。

(1) 里山林整備の重要性の再認識と整備の実施

(2) 総合教育を推進するため、里山林を環境教育の場として提供

(3) 里山林を町内外者へ提供

森林の総合利用施設の整備計画

施設の 種類	現状（参考）		計画（将来）		対図 番号
	位置	規模	位置	規模	
企業の森	二升石	3.55ha			①
企業の森	上有芸	3.00ha			②
交流の森			上有芸	10.00ha	③

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林が持つ役割が、酸素の供給や水資源の確保など人間の生活に最も重要であることを最近の住民は理解し、その森林を自らの手で守ろうとする動きが全国各地で起きていることから、現在地域でそのような取組みをしている団体を集約し、森林整備をボランティアで行う組織作りに取り組むこととする。

早坂高原において「山の民と海の民がともに手を携え森を守る活動」を趣旨として、平成 13 年度から継続して実施されている植樹祭及び平成 16 年度から実施されている育樹祭等地域住民参加による森林整備を積極的に促進することとする。

また、平成 26 年度に友好都市である東京都昭島市と地球環境保全のための連携に関する協定を締結し、早坂高原に「友情の森」を設定したところであり、地域間での交流事業を含めた森林整備を進めることとする。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

特になし

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

該当なし

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

(1) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

間伐や保育の実行確保を図るため、森林組合の指導体制の充実と県や試験研究機関等の協力の基に、林家、林業従事者等に対し、間伐や保育の重要性、林業技術及び知識の普及指導に努める。

また、林家や一般を対象とした山づくり講習会等を開催し、森林・林業の重要性に

ついでに啓蒙普及を行う。

(2) 「緑の回廊」について

国有林では、これまで自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を目的として原生的な森林生態系からなる森林生態系保護地域等の保護林を設定し、優れた自然環境を有する国有林野の保護・保全に務めてきたところである。

これらについては、比較的規模の大きなものも存在しているが、孤立・分散しているものも多く、特定の生物種の保護・保全には有効であるものの、森林生態系の構成者である野生動植物の多様性を保全し、豊かにするためには、保護林をそれぞれ連結し、野生動植物の移動経路として「緑の回廊」を設置することが、保護林の機能をより高度に発揮させ森林生態系の一層の保護・保全を図るうえで現実的かつ効果的と考えられる。

「緑の回廊」は、野生動植物の移動経路の確保と生息・生育地を拡大し、分断された個体群の交流を通じた個体群の保全と個体群の遺伝的多様性の確保、生物多様性の保全等人間と野生生物との共存について有意義なものであり、森林生態系の保護・保全を図る観点から、国境地区の国有林が途切れている葛巻町との境界で、長さ約7 km、幅約1 kmを設定している。（葛巻町も同様に設定していることから、幅については約2 kmとなる。）

(3) 地域振興のため、トチノキ、シナノキ、ニセアカシア等で蜂蜜の採取源となる樹種については、積極的な保残を促進する。

(4) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。